

令和3年度授業料免除申請要項（本科1～3年生）

I 特別措置による授業料免除申請について

本科1～3年生で、下記の授業料免除要件のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考のうえ授業料が免除されます。

1. 授業料免除要件

（特別措置による授業料免除）

- ① 授業料の各期の納付期限6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない者であり、かつ学業優秀と認められる場合
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる者のうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀と認められる場合

2. 申請書類について

「II 提出書類」をご参照ください。なお、提出書類は返却いたしませんことを予めご承知おき願います。

3. その他

- ・ 選考結果は、保護者宛に文書で通知します。
- ・ 免除の許可・不許可が判明するまでの間は、授業料の徴収を猶予します。
- ・ 一部免除の許可若しくは不許可とされた者は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付して下さい。
- ・ 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取り消す場合があります。

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課修学支援係
TEL : 088-864-5625

II 提出書類

提出	提出書類	提出期限
全員	授業料免除申請書（特別措置）（様式1-2）	令和3年4月6日（火）
	家族状況等申告書（様式2）	令和3年6月18日（金）
	市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度（令和2年分）分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（ <u>就学者、15歳未満、専業主婦等含む</u> ） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書	
	住民票（世帯全員分）の写し	
該当者のみ	「家族状況等申告書（様式2）」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

III 提出書類様式

様式	記入にあたっての注意
（様式1-2）授業料免除申請書（特別措置）	1. 本人及び保護者氏名は、必ず自署してください。 2. 事由欄には、免除を出願するに至った事情を具体的に記入してください。 ①主たる家計支持者が無職・失職の場合は、就業見込みの有無、現在の生活費の出所を明らかにしてください。 ②無職に近い状態で、経常的な収入が皆無又はわずかな場合は、生活方法を詳しく記入してください。
（様式2）家族状況等申告書	II家族欄は、住民票に記載された世帯全員について記入してください。
（様式3）給与支給（見込）証明書	令和3年1月以降に就職又は転職した場合には、勤務先で証明を受けてください。
（様式4）退職及び退職金支給証明書	申請前6ヶ月以内とは、令和2年10月1日～令和3年3月31日までの期間です。
（様式5）無収入申立書	無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、又は困難な事情がある者について提出してください。（15歳未満、就学者等）
（様式6）母子・父子世帯等申立書	
（様式7）在学及び就学状況等証明書	兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要です。就学者が複数いる場合はコピーして使用ください。専修学校一般課程、各種学校（予備校・職業訓練校・その他）等に在学している者は就学者として認定されません。
（様式8）長期療養者に係る支出（見込）額等申立書	
（様式9）主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書	

書類提出についての注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。